

海老名市競争入札参加停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する契約の適正かつ円滑な施行を確保するため、海老名市契約規則（平成15年規則第20号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により競争入札参加資格者登録名簿に登録した者（以下「有資格業者」という。）に対する一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の参加停止等の措置について、必要な事項を定める。

(参加停止)

第2条 市長は、有資格業者の行為又は事実（以下「行為等」という。）が別表の左欄に掲げる参加停止要件（以下「参加停止要件」という。）に該当する場合は、当該有資格業者に対し、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる参加停止期間（以下「参加停止期間」という。）について、入札の参加停止（以下「参加停止」という。）を行う。ただし、参加停止要件に該当する行為等（以下「停止行為等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより参加停止を行う。

- (1) 参加停止期間中の有資格業者に係る停止行為等であって、当該参加停止を受けた事案と異なる事案によるものである場合 新たに参加停止を決定した日から該当する参加停止期間について、参加停止を行う。
- (2) 同一の事案において、複数の参加停止要件に該当する場合 該当する参加停止期間の最も長いものをもって、参加停止を行う。
- (3) 既に参加停止を受けた有資格業者又は参加停止期間中の有資格業者が、当該参加停止を受けた事案と同一の事案において、既に適用を受けた参加停止要件と異なる参加停止要件に該当するとき 該当する最も長い参加停止期間に比して不足する期間について、参加停止を行う。

(共同企業体等に対する参加停止)

第3条 市長は、共同企業体、事業共同組合及び協業組合（以下「共同企業体等」と

いう。)の行為等が参加停止要件に該当する場合は、当該共同企業体等の代表者及び構成員(代表者以外の構成員をいう。以下同じ。)に対し、参加停止を行う。この場合において、代表者及び構成員の参加停止期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 代表者 該当する参加停止期間
- (2) 構成員 代表者が受ける参加停止期間の2分の1の期間

2 前項前段の規定にかかわらず、次に掲げる構成員については、参加停止を行わない。

- (1) 共同企業体等の構成員の責任体制が明らかに区別できる場合であって、当該参加停止について明らかに責を負わないと認められる構成員
- (2) 市発注以外の工事を行う特定建設工事共同企業体において、当該特定建設工事共同企業体に対する出資比率が10パーセント未満の構成員
(参加停止期間の特例等)

第4条 市長は、有資格業者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより参加停止期間を延長し、又は短縮することができる。

- (1) 適用を受ける参加停止要件(以下「適用停止要件」という。)が既に適用を受けた参加停止要件(以下「適用済停止要件」という。)と同一であって、適用停止要件に係る停止行為等の発生日が適用済停止要件に係る参加停止日以後当該参加停止期間の満了日から1年を経過する日までの間である場合 該当する参加停止期間の2倍(当該期間に範囲のある場合は、短期の2倍)の期間を参加停止期間とする。ただし、3年を限度とする。
- (2) 極めて悪質な事由がある場合又は極めて重大な結果を生じさせた場合 該当する参加停止期間の2倍(当該期間に範囲のある場合は、長期の2倍)の期間まで延長することができる。ただし、3年を限度とする。
- (3) 情状酌量すべき特別の事由がある場合 該当する参加停止期間の2分の1(当該期間に範囲のある場合は、短期の2分の1。当該期間が1月の場合は、15日)まで短縮することができる。

- (4) 有資格者が、別表（第2条関係）第8号又は第9号に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1とする。

（参加停止に伴う契約等の制限）

第5条 市長は、参加停止期間中の有資格業者を入札に参加させてはならない。

2 市長は、指名競争入札において、現に指名している有資格業者に対し参加停止を行った場合は、当該指名を取り消さなければならない。ただし、当該有資格業者から当該指名競争入札に係る入札辞退の申出があった場合は、この限りでない。

3 市長は、落札決定者となった有資格業者に対し、契約締結前に参加停止を行った場合は、当該有資格業者を契約の相手方としてはならない。

4 前3項の規定に関する事項は、入札前に、入札公告等により周知をしなければならない。

5 市長は、参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

6 参加停止期間中の有資格業者は、請負工事等の下請負人（以下「下請負人」という。）となることができない。ただし、別表の第12項に掲げる経営不振により参加停止を受けた有資格業者で、民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項に規定する再生手続開始の決定（以下「再生手続開始決定」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項に規定する更生手続開始の決定（以下「更正手続開始決定」という。）を受けたものは、下請負人となることができる。

7 前各項の規定は、参加停止期間中の有資格業者を含む共同企業体について適用する。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員について入替えを認めることができる。

（参加停止の解除）

第6条 市長は、参加停止期間中の有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、参加停止を解除する。

- (1) 逮捕又は公訴の提起により参加停止を受けた場合で、不起訴処分、無罪の判

決の確定等当該事案について責を負わないことが明らかになったとき。

- (2) 民事再生法第21条第1項に規定する再生手続開始の申立て又は会社更生法第17条第1項に規定する更正手続開始の申立てをしたことにより参加停止を受けた場合で、再生手続開始決定又は更正手続開始決定を受けた後、参加停止の解除を申し出たとき（工事に登録している有資格業者にあつては、一般競争入札参加資格者又は指名競争入札参加資格者の再認定を受けることを要する。）。

（参加停止の通知等）

第7条 市長は、次の各号に掲げる措置（以下「参加停止等」という。）を行った場合は、当該参加停止等を受ける有資格業者に対し、それぞれ当該各号に定める通知書を遅滞なく通知する。ただし、通知する必要があると認める相当の理由がある場合は、通知しない。

- (1) 第2条本文、第1号及び第2号並びに第3条の規定により行う参加停止 入札参加停止通知書（第1号様式）
- (2) 第2条第3号及び第4条第3号の規定により行う参加停止期間の変更 入札参加停止期間変更通知書（第2号様式）
- (3) 第6条の規定により行う参加停止の解除 入札参加停止解除通知書（第3号様式）

2 市長は、前項第1号の入札参加停止通知書を通知する場合において、当該参加停止に係る停止行為等が本市の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ、改善措置の報告の提出を求める。

3 市長は、参加停止等を行った場合は、当該参加停止等の内容を規則第2条第6号に規定するかながわ電子入札共同システムに登録する。

（参加停止に至らない事由に関する措置）

第8条 市長は、参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意を行うことができる。

（事故等の報告）

第9条 有資格業者は、参加停止要件に該当すると思われる行為等が発生した場合

は、文書により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、参加停止要件に該当すると思われる行為等が発生したことを知った場合は、当該業務を担当する課等の長を通じて、当該請負契約等を履行する有資格業者に対し、速やかに事故報告書を提出するよう指示しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

《平成21年4月1日・制定》

《平成22年4月1日・一部改正》

《平成23年4月1日・一部改正》

《平成26年8月1日・一部改正》

《平成29年3月17日・一部改正》

《令和2年4月1日・一部改正》

《令和3年1月6日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

《令和6年10月8日・一部改正》

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

海老名市長

入 札 参 加 停 止 通 知 書

次のとおり入札の参加停止をしたので、海老名市競争入札参加停止等措置要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 参加停止の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

2 参加停止の理由

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

海老名市長

印

入札参加停止期間変更通知書

年 月 日付け第 号により通知しました入札の参加停止について、次のとおり入札の参加停止に係る期間を変更したので、海老名市競争入札参加停止等措置要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 変更前の参加停止の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

2 変更後の参加停止の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

3 変更の理由

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

海老名市長

印

入 札 参 加 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け第 号により通知しました入札の参加停止について、
年 月 日付けで入札の参加停止を解除したので、海老名市競争入札
参加停止要綱第7条第1項の規定により通知します。

別表（第2条関係）

参加停止要件	区 分	参加停止期間
（虚偽記載等） 1 本市発注の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加申請書その他入札前の調査資料（以下「入札関係書類」という。）に虚偽の記載を行い、又は誓約事項に反し、契約の相手方として不適当であると市長が認めた場合	（1） 入札関係書類に重大な虚偽の記載をしたとき（電子入札での虚偽の入力を含む。）。	6 月
	（2） 入札関係書類に虚偽の記載をしたとき（電子入札での虚偽の入力を含む。）。	1 月以上 3 月以内
	（3） 入札時の誓約事項に反したとき。	1 月以上 3 月以内
（粗雑工事等） 2 本市発注の工事（以下「市工事」という。）において、海老名市監督員及び検査員設置要綱（平成15年4月1日制定）第28条第2項に規定する工事完成検査調書の検査結果が区分の欄のいずれかに該当した場合	（1） 12月の間にDランク（60点以上65点未満）を2回受けたとき。	1 月
	（2） Eランク（50点以上60点未満）を受けたとき。	3 月
	（3） Fランク（50点未満）を受けたとき。	6 月
3 市工事又は市工事以外の工事（以下「一般工事」という。）を過失により粗雑に行った場合で、引き渡された工事目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものが重大であると市長が認めた場合	（1） 市工事のとき。	1 月以上 6 月以内
	（2） 一般工事のとき。	1 月以上 3 月以内
（契約違反） 4 市工事、本市発注の委託業務等（以下「市工事等」という。）の施工、業務の履行等（以下「施工等」という。）に当たり、契約条件に違反し、契約の相手方として不適当であると市長が認めた	（1） 検査業務及び監督業務の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。	4 月
	（2） 現場管理に関し、再度の指摘にかかわらず、改善されなかったとき。	1 月
	（3） 正当な理由なく、完成工期、納期等を遅延したとき。	1 月

場合	(4) その他契約条項に違反したとき。	1 月
(契約締結辞退等) 5 落札候補者、落札者又は契約締結者が、区分の欄のいずれかに該当した場合	(1) 入札の開札後に入札を撤回したとき。	1 月以上 3 月以内
	(2) 落札決定後に契約の締結を辞退したとき。	1 月以上 3 月以内
	(3) 落札決定後に正当な理由なく契約を締結しないとき。	3 月以上 6 月以内
	(4) 規則第48条第 1 項の規定により契約を解除したとき。	3 月以上 6 月以内
(公衆等損害事故) 6 契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であった場合	(1) 市工事等の施工等に関して、公衆に死亡者を生じさせたとき。	3 月以上 6 月以内
	(2) 市工事等の施工等に関して、公衆に負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。	2 月以上 4 月以内
	(3) 市工事等の施工等に関して、当該市工事等の関係者に死亡者を生じさせたとき。	2 月以上 4 月以内
	(4) 市工事等の施工等に関して、当該市工事等の関係者に負傷者を生じさせたとき。	1 月
	(5) 市工事等以外の工事、委託業務等（以下「一般工事等」という。）の施工等に関して、公衆に死亡者を生じさせ、当該事故が重大であると認められるとき。	3 月
	(6) 一般工事等の施工等に関して、公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与え、当該事故が重大であると認められるとき。	1 月
	(7) 一般工事等の施工等に関して、当該一般工事等の関係者に死亡者を生じさせ、当該事故が重大であると認められるとき。	2 月
	(8) 一般工事等の施工等に関して、当該一般工事等の関係者に負傷者を生じさせ、当該事故が重大であると認められるとき。	1 月

(贈賄) 7 有資格業者を個人で営む者、有資格業者の役員（常時工事等の請負契約を締結する権限を有する支店又は営業所の代表者を含む。）又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は公訴を提起された場合	(1) 本市に関する事件のとき。	24月
	(2) 本市以外に関する事件のとき。	12月
(独占禁止法違反行為) 8 有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると市長が認めた場合	(1) 本市に関する事件のとき。	12月
	(2) 本市以外に関する事件のとき。	6月
9 有資格業者が独禁法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、当該違反により逮捕され、又は公正取引委員会から刑事告発を受けた場合	(1) 本市に関する事件のとき。	24月
	(2) 本市以外の公共機関に関する事件のとき。	12月
(入札妨害及び談合行為) 10 有資格業者が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は公訴を提起された場合	(1) 本市に関する事件のとき。	24月
	(2) 本市以外に関する事件のとき。	12月
(建設業法違反行為) 11 有資格業者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると市長が認めた場合	(1) 本市に関するとき。	2月以上9月以内
	(2) 本市以外に関するとき。	1月以上9月以内
(経営不振) 12 正常な経営内容でないと市長が認めた場合	(1) 不渡手形の発行、銀行取引停止等実質的な倒産状態であると認められるとき。	経営が再建されたと認められる日まで

	(2) 下請負人及び共同企業体の構成員に賃金を支払わなかったとき。	賃金の支払が完了したと認められる日まで
	(3) その他経営状況が不安定で、有資格業者として不適当と市長が認めたとき。	経営状況が安定されたと認められる日まで
(暴力団等) 13 次の各号のいずれかに該当するとき (1) 有資格業者である個人が海老名市暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格業者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。 (2) 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反したと認められるとき。 (3) 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められたとき。 (4) 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。	(1) 有資格業者である個人が海老名市暴力団排除条例第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格業者である法人等が同条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。	12月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
	(2) 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反したと認められるとき。	6月
	(3) 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められたとき。	6月
	(4) 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。	3月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
(不当労働行為) 14 労働委員会又は裁判所において、不当労働行為があったと認定され、その効力が確定した場合	労働委員会又は裁判所において、不当労働行為があったと認定され、その効力が確定したとき。	1月以上3月以内

(不正又は不誠実な行為) 15 前各項に掲げるもののほか、市工事等又は一般工事等の施工等に関し、法令等に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると市長が認めた場合	(1) 法令等に違反し、かつ、当該違反が本市に関するとき(第3号に該当する場合を除く。)	6月
	(2) 法令等に違反し、かつ、当該違反が本市以外に関するとき(第4号に該当する場合を除く。)	1月
	(3) 法令等に違反し、かつ、当該違反が本市に関するものであって、有資格者を個人で営む者又は有資格者の代表権を有する役員が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を言い渡され、契約の相手方として不適当であると市長が認めたとき。	9月
	(4) 法令等に違反し、かつ、当該違反が本市以外に関するものであって、有資格者を個人で営む者又は有資格者の代表権を有する役員が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を言い渡され、契約の相手方として不適当であると市長が認めたとき。	6月

備考 この表に掲げる参加停止期間の起算日は、当該停止措置を決定した日とする。

ただし、次の各号に掲げる参加停止要件に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める日を参加停止期間の起算日とする。

- (1) 贈賄 逮捕又は公訴の提起があったことを知った日
- (2) 独占禁止法違反行為 独禁法第61条第1項に規定する排除措置命令又は独禁法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が出たことを知った日
- (3) 入札妨害及び談合行為 逮捕又は公訴の提起があったことを知った日